

目 次

〈目 次〉

第 1 編 総 論

第 1 章 市の責務、計画の位置づけ、構成等

第 1	市の責務及び市国民保護計画の位置づけ	7
第 2	市国民保護計画の構成	8
第 3	市国民保護計画の見直し、変更手続	8

第 2 章 国民保護措置に関する基本方針

第 1	基本的人権の尊重	10
第 2	国民の権利利益の迅速な救済	10
第 3	国民に対する情報提供	10
第 4	関係機関相互の連携協力の確保	10
第 5	国民の協力	10
第 6	指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重その他の特別な配慮	10
第 7	高齢者、障がい者等への配慮及び国際人道法の的確な実施	11
第 8	国民保護措置に従事する者等の安全の確保	11

第 3 章 市等関係機関の事務又は業務の大綱等

第 1	国民保護措置の仕組み	12
第 2	市の事務	13
第 3	県の事務	13
第 4	関係機関の事務	14
第 5	自衛隊	17

第4章 市の地理的、社会的特徴

第1	地理的特徴	18
第2	社会的特徴	19
第3	市の課題	20

第5章 市国民保護計画が対象とする事態

第1	武力攻撃事態等	21
第2	緊急対処事態	22
第3	NBC攻撃の場合	24

第2編 事前対策

～平素からの備えや予防～

第1章 組織・体制の整備等

第1	市における組織・体制の整備	27
第2	関係機関との連携体制の整備	30
第3	通信の確保	33
第4	情報収集・提供等の体制整備	34
第5	研修及び訓練	38

第2章 避難及び救援に関する平素からの備え

第1	避難に関する基本的事項	41
第2	避難実施要領のパターンの作成	42
第3	救援に関する基本的事項	42
第4	運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等	43
第5	避難施設の指定への協力	43
第6	生活関連等施設の把握等	44

第3章 要配慮者支援に関する平素からの備え

- 第1 社会福祉施設等入居者の対策……………47
- 第2 在宅の要配慮者の対策……………47
- 第3 外国人対策……………47

第4章 物資及び資材の備蓄、整備

- 第1 市における備蓄……………49
- 第2 市が管理する施設及び設備の整備及び点検等……………50

第5章 国民保護に関する啓発

- 第1 国民保護措置に関する啓発……………51
- 第2 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発……………51

第3編 応急対策

～武力攻撃事態等への対処～

第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

第1	事態認定前における警戒本部の設置及び初動措置	53
第2	対策本部への移行に要する調整	55
第3	災害対策基本法との関係	55
第4	武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応	55

第2章 市対策本部の設置等

第1	市対策本部の設置	56
第2	通信の確保	62

第3章 関係機関相互の連携

第1	国・県の対策本部との連携	68
第2	知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等	68
第3	自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等	69
第4	他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託	69
第5	指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請	70
第6	市の行う応援等	70
第7	ボランティア団体等に対する支援等	71
第8	住民への協力要請	72

第4章 警報及び避難の指示等

第1	警報の伝達等	74
第2	避難住民の誘導等	76

第5章 救 援

第1	救援の実施	87
第2	関係機関との連携	87
第3	救援の内容	88
第4	医療活動等を実施する際に特に留意すべき事項	93
第5	救援の際の物資の売渡し要請等	93

第6章 安否情報の収集・提供

第1	安否情報の収集	95
第2	県に対する報告	96
第3	安否情報の照会に対する回答	96
第4	日本赤十字社に対する協力	97

第7章 武力攻撃災害への対処

第1	武力攻撃災害への対処	98
第2	応急措置等	99
第3	生活関連等施設における災害への対処等	104
第4	NBC攻撃による災害への対処等	106

第8章 被災情報の収集及び報告

第1	被災情報の収集	110
第2	被災情報の報告	110

第9章 保健衛生の確保その他の措置

第1	保健衛生の確保	111
第2	廃棄物の処理	112
第3	文化財の保護	112

第10章 国民生活の安定に関する措置

第1	生活関連物資等の価格安定	113
第2	避難住民等の生活安定等	113
第3	生活基盤等の確保	113

第11章 特殊標章等の交付及び管理

第1	特殊標章等	114
第2	特殊標章等の交付及び管理	114
第3	特殊標章等に係る普及啓発	115

第4編 事後対策

～復旧等～

第1章 応急の復旧

- 第1 基本的考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・116
- 第2 ライフライン施設の応急の復旧・・・・・・・・116
- 第3 輸送路の確保に関する応急の復旧等・・・・・・・・116

第2章 武力攻撃災害の復旧

- 第1 国における所要の法制の整備等・・・・・・・・117
- 第2 市が管理する施設及び設備の復旧・・・・・・・・117

第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等

- 第1 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求・・・・・・・・118
- 第2 損失補償及び損害補償・・・・・・・・118
- 第3 総合調整及び指示に係る損失の補てん・・・・・・・・118

第5編 緊急対処事態への対処

第1章 緊急対処事態・・・・・・・・119

第2章 緊急対処事態における警報の通知及び伝達・・・・119

資 料 編

[関係機関等]

- 関係機関連絡先一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・200
- 市内自主防災組織一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・204

[避難施設等関係]

- 避難施設等一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・205

[応援部隊等の集結場所]

- 応援部隊の集結場所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・207
- ヘリポート降着地・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・207

[危険物施設等関係]

- 地区別危険物施設一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・208
- 危険物所有施設重要事業所一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・208

[条例、協定等関係]

- 鳴門市国民保護協議会委員名簿・・・・・・・・・・・・・・・・・・213
- 鳴門市国民保護協議会条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・215
- 鳴門市国民保護協議会運営規程・・・・・・・・・・・・・・・・・・217
- 鳴門市国民保護対策本部及び鳴門市緊急対処事態対策本部条例・・・・・・・・219
- 鳴門市国民保護対策本部及び鳴門市緊急対処事態対策本部運営規程・・・・・・・・221
- 市対策本部支部一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・222
- 関係機関協定一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・223

[様式等関係]

○安否情報報告様式	227
様式第1号 安否情報収集様式（避難住民・負傷住民）	227
様式第2号 安否情報収集様式（死亡住民）	228
様式第3号 安否情報報告書	229
様式第4号 安否情報照会書	230
様式第5号 安否情報回答書	231
○被災情報報告様式	232
○火災・災害等即報要領（第3号様式）	233
○特殊標章及び身分証明書	234

[避難要領等関係]

○パターン別避難実施要領（例）	235
-----------------	-----

[その他]

○救援の程度及び基準	250
------------	-----

[用語の定義]

○法令の名称の標記	1
○機関名等の標記	1
○その他の用語	3

[用語の定義]

この計画において使用する用語の定義は、次のとおりとする。

1 法令の名称の標記

- (1) 事態対処法
「武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」（平成15年法律第79号）
- (2) 事態対処法施行令
「武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令」（平成15年政令252号）
- (3) 国民保護法（法）
「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」（平成16年法律第112号）以下「法」という。
- (4) 国民保護法施行令（令）
「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令」（平成16年政令第275号）
- (5) 安否情報省令
「武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令」（平成17年総務省令第44号）

2 機関名等の標記

- (1) 市
鳴門市（市長及びその他の執行機関）をいう。
- (2) 県
徳島県（知事及びその他の執行機関）をいう。
- (3) 国対策本部
武力攻撃事態等への対処措置の実施を推進するため、事態対処法第10条に基づき、内閣総理大臣が臨時に内閣に設置する武力攻撃事態等対策本部および緊急対処事態への対処措置の実施を推進するため、事態対処法第23条に基づき、内閣総理大臣が臨時に内閣に設置する緊急対処事態対策本部をいう。
- (4) 県対策本部
本県の区域に係る国民保護措置の実施を総合的に推進するため、国民保護法第27条に基づき、知事が設置する徳島県国民保護対策本部および本県の区

域に係る緊急対処保護措置の実施を総合的に推進するため、国民保護法第183条において準用する同法第27条に基づき、知事が設置する徳島県緊急対処事態対策本部をいう。

(5) 市対策本部

市の区域に係る国民保護措置の実施を総合的に推進するため、国民保護法第27条に基づき、市長が設置する市国民保護対策本部および市の区域に係る緊急対処保護措置の実施を総合的に推進するため、国民保護法第183条において準用する同法第27条に基づき、市長が設置する市緊急対処事態対策本部をいう。

(6) 市現地対策本部

国民保護措置の実施を要する地域にあつて市対策本部の事務の一部を行うため、国民保護法第28条に基づき、市長が設置する鳴門市国民保護現地対策本部および緊急対処保護措置の実施を要する地域にあつて市緊急対処事態対策本部の事務の一部を行うため、国民保護法第183条において準用する同法第28条に基づき、市長が設置する鳴門市緊急対処事態現地対策本部をいう。

(7) 市警戒本部

国民保護措置に係る所要の情報収集・連絡のため、本計画に基づき、市長が設置する鳴門市国民保護警戒本部および緊急対処保護措置に係る所要の情報収集・連絡のため、本計画に基づき、市長が設置する鳴門市緊急対処事態警戒本部をいう。

(8) 指定行政機関

事態対処法第2条に基づき、事態対処法施行令で定めるものをいう。

内閣府、国家公安委員会、警察庁、金融庁、消費者庁、総務省、消防庁、法務省、公安調査庁、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、スポーツ庁、文化庁、厚生労働省、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省、資源エネルギー庁、中小企業庁、国土交通省、国土地理院、観光庁、気象庁、海上保安庁、環境省、原子力規制委員会、防衛省、防衛装備庁が指定されている。

(9) 指定地方行政機関

指定地方行政機関の地方支分部局その他の国の地方行政機関で、事態対処法第2条に基づき、事態対処法施行令で定めるものをいう。

(10) 指定公共機関

独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関および電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、事態対

処法第2条に基づき、事態対処法施行令で定めるものをいう。

(11) 指定地方公共機関

国民保護法第2条に基づき、県の区域において電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社その他の公共的施設を管理する法人および地方独立行政法人で、あらかじめ当該法人の意見を聴いて知事が指定するものをいう。

(12) 消防機関

消防組織法第9条の規定により、市町村が消防事務を処理するための機関として設置している消防本部、消防署、消防団の全部又は一部をいう。

(13) 自主防災組織

災害対策基本法第5条第2項の規定による「住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織」をいう。

(14) 生活関連施設

国民保護法第102条の規定により、国民生活に関連を有する施設でその安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるもの又はその安全を確保しなければ、周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設をいう。発電所、浄水施設、危険物の貯蔵施設などが該当する。

3 その他の用語

(1) 基本指針（基）

政府が作成する国民の保護に関する基本方針(国民保護法第32条参照)。
平成17年3月に閣議決定されている。

(2) 県国民保護計画

国民保護法第34条に基づき、徳島県知事が作成する「徳島県国民保護計画」をいう。

(3) 市国民保護計画

国民保護法第35条に基づき、市長が作成する市の国民の保護に関する計画をいう。

(4) 国民保護業務計画

国民保護法第36条に基づき、指定公共機関および指定地方公共機関が作成する国民の保護に関する業務計画をいう。

(5) 国民保護措置

国民保護法第2条の規定により、対処基本方針が定められてから廃止され

るまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が法律の規定に基づいて実施する次に掲げる措置その他の武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するため、又は武力攻撃が国民生活及び国民経済に影響を及ぼす場合において当該影響が最小となるようにするための措置（六に掲げる措置にあっては、対処基本方針が廃止された後これらの者が国民保護法の規定に基づいて実施するものを含む。）をいう。

- 一 警報の発令、避難の指示、避難住民の救援、消防等に関する措置
- 二 施設及び設備の応急の復旧に関する措置
- 三 保健衛生の確保及び社会秩序の維持に関する措置
- 四 輸送及び通信に関する措置
- 五 国民の生活の安定に関する措置
- 六 被害の復旧に関する措置

(6) 緊急対処保護措置

国民保護法第172条の規定により、緊急処理事態対処方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が国民保護法の規定に基づいて実施する、緊急処理事態における攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するため、又は緊急処理事態における攻撃が国民生活及び国民経済に影響を及ぼす場合において当該影響が最小となるようにするために緊急処理事態の推移に応じて実施する警報の発令、避難の指示、避難住民の救援、施設及び設備の応急の復旧その他の措置（緊急処理事態対処方針が廃止された後これらの者が法律の規定に基づいて実施する被害の復旧に関する措置を含む。）その他これらの者が当該措置に関し国民の保護のための措置に準じて法律の規定に基づいて実施する措置をいう。

(7) 武力攻撃

事態対処法第2条の規定により、我が国に対する外部からの武力攻撃をいう。

(8) 武力攻撃事態

事態対処法第2条の規定により、武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態をいう。

(9) 武力攻撃予測事態

事態対処法第2条の規定により、武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態をいう。

(10) 武力攻撃事態等

事態対処法第1条の規定により、武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態をいう。

(11) 緊急対処事態

事態対処法第22条の規定により、武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処することが必要なものをいう。

(12) N B C 攻撃

核兵器 (Nuclear weapons)、生物兵器 (Biological weapons) 又は化学兵器 (Chemical weapons) による攻撃をいう。

(13) 武力攻撃災害

国民保護法第2条の規定により、武力攻撃による直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害をいう。

(14) 対処基本方針

武力攻撃事態等又は存立危機事態に至ったときに、事態対処法第9条に基づき、政府が定める武力攻撃事態等又は存立危機事態への対処に関する基本的な方針をいう。

(15) 避難住民等

国民保護法第75条の規定により、避難住民及び武力攻撃災害による被災者をいう。

(16) 要配慮者

防災上何らかの配慮を要する者（高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児・児童、外国人等）

(17) 避難行動要支援者

要配慮者のうち、災害時に自ら避難が困難なことにより特に支援を要する者

(18) 特定物資

国民保護法第81条の規定により、救援の実施に必要な物資であって生産、集荷、販売、配給、保管又は輸送を業とする者が、取り扱うものをいう。

(19) 生活関連物資等

国民保護法第129条の規定により、武力攻撃等において、国民生活と関連

性の高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資をいう。